

相続・遺言・贈与・後見 料金表

※ この表にない手続の費用は、個別に見積りをいたします。

	手 続	✓	基本報酬（税抜）	追加報酬（税抜）・割引等	実 費
相続プラン	遺産整理ライトプラン （相続関係調査、不動産登記、預貯金解約等）		15万円 ※相続財産の価額が1,000万円以下	別紙参照	実費はご依頼内容により異なります。見積書をご参照ください。 例 ・ 戸籍等取得費用 ・ 不動産調査費用 ・ 謄本取得費用 ・ 登録免許税 ・ 金融機関手数料 ・ 郵便代 ・ 交通費
	遺産整理プラン （相続関係調査、不動産登記、預貯金解約等）		25万円～ ※相続財産の価額から計算	別紙参照	
	相続登記ライトプラン		4万円 ※相続人1名の法定相続	別紙参照	
	相続登記プラン		8万円	別紙参照	
相続財産調査	相続債務調査 （3つの信用情報機関の情報取得支援）		3万円		・ 小為替代3,300円 ・ 郵便代
	被相続人が経営していた会社・法人の財産調査		法人税申告書および添付書類の調査費用として5万円	不動産および金融資産の調査が必要になる場合には、別途相続不動産調査および相続金融資産調査の報酬が発生	・ 会社登記事項証明書取得費用 ・ 相続不動産調査の実費 ・ 相続金融資産調査の実費
	公証役場での遺言調査		5,000円		謄本取得費用数百円～数千円
	財産目録の作成 （遺産分割協議書案の作成をご依頼いただいた場合には無料）		1万円 （遺産の数が4個以下）	遺産の数が5個以上の場合は1個につき1,000円を加算	
法定相続情報証明	申出書		5,000円	必要な一覧図2通目以降、1通追加につき1,000円を加算	
	一覧図		5,000円×相続人の人数		郵便代実費
	関連資料の収集		・ 戸籍・住民票・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,000円）		各種資料の取得実費
出張関連	出張の日当・旅費・宿泊費		1万円 （移動時間を含めて3時間以内）	3時間以降は1時間区切りで5,000円を加算 上限は1日あたり4万円	・ 交通費 ・ 宿泊費
	遺産の分割案のご提案		15万円～ （財産、相続人の数など内容に応じて個別見積り） ※遺産整理プランの追加オプション		
	遺産分割協議への協力要請文書（メール）・説明文書（メール）の作成		普通郵便またはメール 3万円～	相手方1名・1通につき3,000円	
			内容証明郵便 5万円～	相手方1名・1通につき5,000円	

	手 続	✓	基本報酬（税抜）	追加報酬（税抜）・割引等	実 費
遺産分割	遺産分割調停に関する書類の作成	申立書	遺産（積極財産のみ）の評価額の0.2%（最低5万円）		<ul style="list-style-type: none"> 被相続人1人につき収入印紙1,200円程度 切手代数千円程度 遺産の鑑定費用
		準備書面等	1ページ5,000円（最低1万円）		
	遺産分割審判に関する書類の作成	申立書	遺産（積極財産のみ）の評価額の0.4%（最低10万円）		<ul style="list-style-type: none"> 被相続人1人につき収入印紙1,200円程度 切手代数千円程度 遺産の鑑定費用
		準備書面等	1ページ1万円（最低2万円）		
	強制執行に関する書類の作成		1件の開始から終了まで10万円		<ul style="list-style-type: none"> 差押え対象に応じて1万円～ 切手代数千円程度
	相続分の譲渡	無償譲渡	4万円（譲受人1名・譲渡人1名）	<ul style="list-style-type: none"> 譲受人が複数の場合、1名追加につき20,000円を加算 譲受人が第三者（相続人以外）の場合、1名につき5,000円を加算 相続人通知を内容証明で行う場合、1先につき5,000円を加算 	
有償譲渡		6万円（譲受人1名・譲渡人1名）	<ul style="list-style-type: none"> 譲受人が複数の場合、1名追加につき30,000円を加算 譲受人が第三者（相続人以外）の場合、1名につき5,000円を加算 相続人通知を内容証明で行う場合、1先につき5,000円を加算 		
名義変更	未登記建物の所有権保存登記	2万円（1申請、2物件以下、3,000万円未満） ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算	<ul style="list-style-type: none"> 物件の数が3個以上の場合には1物件につき1,000円を加算 不動産の評価額が3,000万円以上の場合には1,000万円区切りで3,000円を加算 	<ul style="list-style-type: none"> 登録免許税 郵便代 	
	銀行・証券会社を通さずに行う有価証券の換金・名義変更支援	5万円～（1社、残高3,000万円未満）	残高3,000万円以上の場合には1,000万円区切りで3,000円を加算	交通費別途	
	生命保険金の請求手続支援	1請求につき10万円～（個別見積）		交通費別途	
	自動車の所有権移転登録	3万円（自動車1台、仙台市の場合）		1,000円程度 交通費別途	
	自動車のナンバー変更	1万円（自動車1台、仙台市の場合）		2,000円程度 交通費別途	
	車庫証明書の取得	3万円（車庫1ヶ所、仙台市の場合）		3,000円程度 交通費別途	
	関連資料の収集	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,000円） 不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円（1物件追加につき2,500円を加算） 金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万5,000円 		各種資料の取得実費	
住 住	住所・氏名変更の登記	1万円（1申請、1物件以下）	物件の数が2個以上の場合には1物件につき1,000円を加算	登録免許税として、1物件につき1,000円	

	手 続	✓	基本報酬（税抜）	追加報酬（税抜）・割引等	実 費
所変更	関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民票・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円） ・電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,000円） ・不動産の資料・・・1筆につき1,000円 		各種資料の取得実費
代理人選任・不在者関連	特別代理人選任審判に関する書類の作成		10万円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満）	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・子1人につき収入印紙800円 ・切手代数百円程度 ・予納金が必要な場合あり
	特別代理人就任（未成年者が行う親権者との利益相反行為に関するものに限る）		2万5,000円 （特別代理人1名、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満）	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで1,500円を加算	
	未成年後見人選任審判に関する書類の作成		15万円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満）	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・子1人につき収入印紙800円 ・切手代数百円程度 ・予納金が必要な場合あり
	不在者財産管理人選任審判に関する書類の作成		15万円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満）	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円 ・切手代数百円程度 ・予納金が必要な場合あり
代理人選任・不在者関連	不在者財産管理人の権限外行為許可審判に関する書類の作成		5万円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満）	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円 ・切手代数百円程度
	失踪宣告の審判に関する書類の作成		10万円		<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円 ・切手代数百円程度 ・その他の調査実費が必要になる場合あり
	関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円） ・電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,000円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円（1物件追加につき2,500円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万5,000円 		各種資料の取得実費
相続放棄	相続放棄に関する書類の作成（定型）	ライトプラン	1件につき1万5,000円	熟慮期間の残り日数に応じて加算の場合あり	<ul style="list-style-type: none"> ・申述1件につき収入印紙800円～950円 ・切手代数百円程度
		ベーシックプラン	1件につき4万円	2名以上まとめてご依頼いただく場合には1割引 ※ただし、条件あり	
		フルサポートプラン	1件につき5万円		
	相続放棄に関する書類の作成（定型外）	ベーシックプラン	1件につき9万円～ （内容に応じて個別見積り）	熟慮期間の残り日数に応じて加算の場合あり	
		フルサポートプラン	1件につき10万円～ （内容に応じて個別見積り）		
	限定承認に関する書類の作成・弁済までの財産管理代行	遺産（積極財産のみ）の評価額が3,000万円未満	遺産（積極財産のみ）の評価額の2% （最低30万円）	債務弁済後の残余財産についての相続手続報酬・実費は別途発生	
遺産（積極財産のみ）の評価額が3,000万円以上1億円未満		30万円＋ 遺産（積極財産のみ）の評価額の1%			
遺産（積極財産のみ）の評価額が1億円以上		80万円＋ 遺産（積極財産のみ）の評価額の0.5%			

	手 続	✓	基本報酬（税抜）		追加報酬（税抜）・割引等	実 費
・ 限定承認	熟慮期間仲長の審判に関する書類の作成		定型	1件につき 3万5,000円		・ 相続人1人につき収入印紙800円 ・ 切手代数百円程度
			定型外	1件につき 7万円		
	既に相続財産を処分してしまっている場合の加算（相続放棄、限定承認、熟慮期間仲長）		相続放棄等の各手続の報酬の他、1事件ごとに着手金10万円を加算			
	相続放棄、限定承認、熟慮期間仲長の却下に対する抗告審における書類の作成		着手金10万円		成功報酬10万円	・ 印紙代、切手代等
	相続放棄受理証明書取得（利害関係人）		相続放棄の有無照会	1件につき 1万5,000円		・ 切手代数百円程度
			相続放棄受理証明書取得	1件につき 5,000円		・ 収入印紙150円 ・ 切手代数百円程度
関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,000円） ・ 不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円（1物件追加につき2,500円を加算） ・ 金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万5,000円 			各種資料の取得実費	
相続人不存在・特別縁故者への財産分与	相続財産管理人選任審判に関する書類の作成		10万円 （1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満）		管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算	・ 収入印紙800円 ・ 切手代数千円程度 ・ 官報公告費用数万円程度 ・ 予納金が必要な場合あり
	相続財産管理人就任（あくまでも当事務所の基準。最終的な報酬額は家庭裁判所が決定。）		遺産（積極財産のみ）の評価額が3,000万円未満	遺産（積極財産のみ）の評価額の2% （最低30万円）		・ 官報公告費用数万円程度 ・ 事務内容に応じて発生
			遺産（積極財産のみ）の評価額が3,000万円以上1億円未満	30万円 ＋ 遺産（積極財産のみ）の評価額の1%		
			遺産（積極財産のみ）の評価額が1億円以上	80万円 ＋ 遺産（積極財産のみ）の評価額の0.5%		
			上記にかかわらず、競売のみが目的であり、管理業務がすぐに終了する見込みの場合	10万円		・ 官報公告費用数万円程度 ・ 事務内容に応じて発生
	特別縁故者に対する相続財産分与審判に関する書類作成		着手金10万円		成功報酬として、取得した遺産（積極財産のみ）の評価額の2% （最低20万円）	・ 収入印紙800円 ・ 切手代数百円程度
関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,000円） ・ 不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円（1物件追加につき2,500円を加算） ・ 金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万5,000円 			各種資料の取得実費	

	手 続	✓	基本報酬（税抜）		追加報酬（税抜）・割引等	実 費
海外関係	海外在住者の手続の追加手数料 （実体法および手続法の両方に日本法が適用される場合に限る）		海外在住者1名につき2万円～			<ul style="list-style-type: none"> ・交通費 ・通信費 ・翻訳会社に支払う翻訳料
	海外の法律が適用される場合の追加手数料		個別見積り			<ul style="list-style-type: none"> ・交通費 ・通信費 ・翻訳会社に支払う翻訳料
在監者	在監者の手続の追加手数料		在監者1名につき2万円～			<ul style="list-style-type: none"> ・交通費
担保権の抹消	担保権の抹消登記		1万5,000円 （1申請、1物件、1担保権） ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算		物件の数が2個以上の場合には1物件につき1,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税として、1物件につき1,000円 ・登記簿等の取得につき、不動産数に応じて数千円～数万円
	休眠担保権の抹消登記		10万円～ （1申請、1物件、1担保権） ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算		物件の数が2個以上の場合には1物件につき1,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税として、1物件につき1,000円 ・被担保債権の弁済費用
担保権の抹消	完了後登記簿取得		1筆につき1,000円			1筆につき480円
	休眠担保権抹消への協力要請文書（メール）・説明文書（メール）の作成	普通郵便またはメール		3万円～	相手方1名・1通につき5,000円	
		内容証明郵便		5万円～	相手方1名・1通につき10,000円	
	休眠担保権の抹消の前提としての訴訟提起		10万円		<ul style="list-style-type: none"> ・被告が複数の場合には1名につき5,000円 ・付郵便送達1件につき5万円 ・公示送達1件につき10万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙（事案により異なる） ・切手代数千円～
	相続による担保権の移転登記		3万円 （1申請、1物件、1担保権） ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算			<ul style="list-style-type: none"> ・登録免許税として、債権額の1,000分1（0.1%） ・登記簿等の取得につき、不動産数に応じて数千円～数万円
	抵当権抹消書類の収集		5,000円～ （金融機関、書類など内容に応じて個別見積り）			各種資料の取得実費
	関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民票・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,000円） ・不動産の資料・・・1筆につき1,000円 			各種資料の取得実費

手続	✓	基本報酬(税抜)	追加報酬(税抜)・割引等	実費
内容証明郵便作成・発送		1通につき2万円		1通につき2,000円程度
遺留分減殺請求訴訟に関する書類の作成		訴状 遺産(積極財産のみ)の評価額の0.4% (最低10万円)		<ul style="list-style-type: none"> 収入印紙(事案により異なる) 切手代数千円～
		準備書面等 1ページ1万円 (最低2万円)		
強制執行に関する書類の作成		1件の開始から終了まで10万円		<ul style="list-style-type: none"> 差押え対象により1万円～ 切手数千円程度
関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> 戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円(お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,000円) 不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円(1物件追加につき2,500円を加算) 金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万5,000円 		各種資料の取得実費
公正証書遺言作成		定型プラン 遺産(積極財産のみ)の評価額の0.1% (最低8万円)		<ul style="list-style-type: none"> 相続人調査費用(戸籍収集等) 公証人に対する手数料(遺言の内容に応じて数万円～)
		こだわりプラン 遺産(積極財産のみ)の評価額の0.25% (最低20万円)		
自筆証書遺言作成		定型プラン 遺産(積極財産のみ)の評価額の0.2% (最低10万円)		<ul style="list-style-type: none"> 相続人調査費用(戸籍収集等)
		こだわりプラン 遺産(積極財産のみ)の評価額の0.5% (最低20万円)		
秘密証書遺言作成		定型プラン 遺産(積極財産のみ)の評価額の0.2% (最低10万円)		<ul style="list-style-type: none"> 相続人調査費用(戸籍収集等) 公証人に対する手数料11,000円
		こだわりプラン 遺産(積極財産のみ)の評価額の0.5% (最低20万円)		
作成した遺言の内容変更		定型プラン 5万円～ (変更内容に応じて個別見積り)		<ul style="list-style-type: none"> 相続人調査費用(戸籍収集等) 公証人に対する手数料(遺言の内容に応じて数万円～)
		こだわりプラン 変更内容に応じて個別見積り		
関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> 戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円(お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,000円) 不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円(1物件追加につき2,500円を加算) 金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万5,000円 		各種資料の取得実費
遺言の証人・立会人		証人または立会人1名につき1万円		<ul style="list-style-type: none"> 交通費、旅費
自筆証書遺言・秘密証書遺言の検認に関する書類の作成		5万円		<ul style="list-style-type: none"> 収入印紙800円 切手代数百円程度
危急時遺言の確認に関する書類の作成		5万円		<ul style="list-style-type: none"> 収入印紙800円 切手代数百円程度

遺留分減殺請求

遺言書作成・遺言執行

手 続	✓	基本報酬（税抜）		追加報酬（税抜）・割引等	実 費
遺言執行者選任審判に関する書類の作成		5万円			<ul style="list-style-type: none"> 収入印紙800円 切手代数百円程度
尊厳死宣言公正証書作成		定型プラン	5万円	遺言公正証書と同時に作成の場合は2万円引き	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍収集等費用 公証人に対する手数料13,000円～
		こだわりプラン	10万円～		
遺言執行（遺言執行者としての事務遂行・遺言執行者の代理）		遺産（積極財産のみ）の評価額が3,000万円未満	遺産（積極財産のみ）の評価額の2%（最低30万円）		<ul style="list-style-type: none"> 各種資料の取得実費、交通費、振込手数料等、遺言執行に要する実費
		遺産（積極財産のみ）の評価額が3,000万円以上1億円未満	30万円 + 遺産（積極財産のみ）の評価額の1%		
		遺産（積極財産のみ）の評価額が1億円以上	80万円 + 遺産（積極財産のみ）の評価額の0.5%		
家族信託・民事信託	信託の設計、信託契約書の作成	財産（積極財産のみ）の評価額が5,000万円未満	財産（積極財産のみ）の評価額の1%（最低30万円）		<ul style="list-style-type: none"> 印紙税200円～ 公正証書にて作成する場合には、公証役場の手数料
		財産（積極財産のみ）の評価額が5,000万円以上1億円未満	25万円 + 財産（積極財産のみ）の評価額の0.5%		
		財産（積極財産のみ）の評価額が1億円以上	50万円 + 財産（積極財産のみ）の評価額の0.25%		
	受託者法人の設立	合同会社の設立	5万円～	社員数、資本金の額、定款の内容等により加算あり	<ul style="list-style-type: none"> 登録免許税として6万円～ 登記事項証明書、印鑑証明書等の取得の実費
		一般社団法人の設立	6万円～	社員数、役員数、定款の内容等により加算あり	<ul style="list-style-type: none"> 公証役場の定款認証等の手数料として5万2,000円 登録免許税として6万円 登記事項証明書、印鑑証明書等の取得の実費
	家族信託・民事信託	不動産の信託に伴う所有権移転登記手続	10万円（1申請、2物件以下、3,000万円未満） ※複数の登記申請が必要な場合には、申請ごとに基本報酬・追加報酬を計算		<ul style="list-style-type: none"> 物件の数が3個以上の場合には1物件につき1,000円を加算 不動産の評価額が3,000万円以上の場合には1,000万円区切りで3,000円を加算
関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> 戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,000円） 不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円（1物件追加につき2,500円を加算） 金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万5,000円 			各種資料の取得実費
		定型プラン	6万円（1申請、2物件以下）	物件の数が2個以上の場合には1物件につき1,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> 登録免許税として、不動産の固定資産評価額の1,000分の20（2%） 印紙税200円 登記簿等の取得につき、不動産数に応じて数千円～数万円

	手 続	✓	基本報酬（税抜）		追加報酬（税抜）・割引等	実 費
生前贈与	生前贈与の登記		負担付贈与プラン	10万円 (1申請、2物件以下)	物件の数が2個以上の場合には1物件につき1,000円を加算	・登録免許税として、不動産の固定資産評価額の1,000分の20（2%） ・印紙税200円 ・登記簿等の取得につき、不動産数に応じて数千円～数万円
			贈与コンサルティング	10万円～ (対象財産などにより個別見積り)	登記が必要な場合は、各プラン料金が必要となります。	
	関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,000円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円（1物件追加につき2,500円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万5,000円 			各種資料の取得実費
法定後見（後見・保佐・補助）	後見開始の審判に関する書類の作成		15万円 (1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満)	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円 ・切手代数千円程度 ・登記印紙4,000円 ・鑑定料1～5万円程度 	
	保佐開始の審判に関する書類の作成		15万円 (1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満)	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円 ・切手代数千円程度 ・登記印紙4,000円 ・鑑定料1～5万円程度 	
	補助開始の審判に関する書類の作成		15万円 (1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満)	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円 ・切手代数千円程度 ・登記印紙4,000円 ・鑑定料1～5万円程度 	
法定後見（後見・保佐・補助）	関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,000円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円（1物件追加につき2,500円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万5,000円 			各種資料の取得実費
	後見等開始の審判前の保全処分申立てに関する書類の作成		着手金10万円	成功報酬10万円	<ul style="list-style-type: none"> ・切手代数千円程度 ・登記印紙4,000円 ・予納金が必要な場合あり 	
	居住用不動産処分の許可審判に関する書類の作成		15万円～ (1件、処分予定の不動産の評価額3,000万円未満)	処分予定の不動産の評価額が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円 ・切手代数百円程度 	
	任意後見契約書の作成		10万円	当法人が任意後見人（任意後見受任者）になる場合には、基本報酬が5万円に減額	<ul style="list-style-type: none"> ・公証人に対する手数料11,000円 ・登記嘱託手数料1,400円 ・登記印紙4,000円 ・添付書類取得 数千円 ・契約書の謄本等取得 数千円 	
	財産管理契約書の作成		10万円	当法人が任意財産管理人になる場合には、基本報酬が5万円に減額	<ul style="list-style-type: none"> ・公正証書にて作成する場合には、公証役場の手数料 	
	任意後見監督人選任の審判に関する書類の作成		15万円 (1件、管理・処分予定の積極財産の評価額3,000万円未満)	管理・処分予定の積極財産が3,000万円以上の場合は1,000万円区切りで3,000円を加算	<ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円 ・切手代数千円程度 ・登記印紙4,000円 ・鑑定料1～5万円程度 	

	手 続	✓	基本報酬（税抜）	追加報酬（税抜）・割引等	実 費	
任意後見・財産管理	関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,000円） ・不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円（1物件追加につき2,500円を加算） ・金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万5,000円 		各種資料の取得実費	
	任意後見人・任意財産管理人としての財産管理事務	積極財産の評価額3,000万円未満		月額3万円		<ul style="list-style-type: none"> ・交通費 ・通信費
		積極財産の評価額6,000万円未満		月額4万円		
		積極財産の評価額1億円未満		月額5万円		
		積極財産の評価額1億円以上		月額の最低額を5万円とし、1億円を超える部分につき1億円毎に1万円を加算		
	銀行、信金、郵便局等との取引（日常的な入出金を除く。）		1取引につき2万円			
	保険会社、証券会社との取引		1取引につき2万円			
管理会社のない不動産の管理		1ヶ所につき月額2万円				
任意後見・財産管理	管理会社のある不動産の管理		1ヶ所につき月額の最低額を5,000円とし、10室を超える部分につき10室毎に5,000円を加算			
	不動産に関する売買または請負契約の締結	契約価額1,000万円未満		10万円		
		契約価額1億円未満		契約価額の1%		
	契約価額1億円以上		50万円 + 契約価額の0.5%			
任意後見・財産管理	賃貸借契約、管理契約等、不動産に関する継続的な契約の締結		賃料、管理料等の月額費用の2ヶ月分（最低5万円）			
	有料老人ホーム、介護施設等の入所事務	入居一時金がある場合		入居一時金の1%（最低20万円）		
		入居一時金がない場合		月額利用料の1ヶ月分		
	医療、介護、福祉サービスの契約の締結		1件につき2万円			
	入退院の事務		1回の入退院につき2万5,000円			
	金銭消費貸借または担保権設定契約の締結	契約価額1,000万円未満		5万円		
		契約価額1,000万円未満万円以上		契約価額の0.5%		
	相続・後見・贈与等、本料金表に記載された各種手続		本料金表に記載された報酬額			
上記以外の事務		事務を行うために要した時間に応じて、1時間につき5,000円				

	手 続	✓	基本報酬（税抜）		追加報酬（税抜）・割引等	実 費
継続的見守り	継続的見守り契約書の作成		10万円		当法人が受任者になる場合には、基本報酬が5万円に減額	<ul style="list-style-type: none"> 公証人に対する手数料 11,000円 添付書類取得 数千円 契約書の謄本等取得 数千円
	継続的見守り事務		電話のみ	月額5,000円		
			月1回の訪問あり	月額1万円	訪問が2回以上になる場合、訪問1回ごとに日当が発生	交通費別途
死後事務	死後事務委任契約書の作成		10万円		当法人が受任者になる場合には、基本報酬が5万円に減額	<ul style="list-style-type: none"> 公証人に対する手数料 11,000円 添付書類取得 数千円 契約書の謄本等取得 数千円
	死後事務受任者としての死後事務		ご要望内容に応じて個別見積り			
	関連資料の収集		<ul style="list-style-type: none"> 戸籍・住民票・登記されていないことの証明書・・・1通につき3,000円（お客様が取得された戸籍・住民票の確認・・・1通につき1,000円 電話等での取得戸籍案内・・・1通につき2,000円） 不動産の資料・・・1市町村2物件以下5,000円（1物件追加につき2,500円を加算） 金融資産の資料・・・1金融機関1支店あたり1万5,000円 			各種資料の取得実費